



六ヶ所村公告第10号

六ヶ所村庁舎建設基本構想等策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年8月18日

六ヶ所村長 戸田 衛



1 業務概要

- (1) 業務名 六ヶ所村新庁舎建設基本構想等策定業務
- (2) 業務内容 別紙「六ヶ所村新庁舎建設基本構想等策定業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 契約発効の日の翌日から令和4年3月31日まで

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に本社、支社又は営業所を有し、必要に応じて本村に訪問可能であること。
- (2) 六ヶ所村建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第8条に規定する建設関連業務有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 六ヶ所村建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (6) 平成23年4月以降に、国又は地方公共団体の延床面積3,000m²以上の庁舎整備に関する基本構想及び基本計画策定に係る業務を受注した実績がある者。
- (7) 村税等の滞納がない者。

3 業務上の必須条件

- (1) 管理技術者は、技術士（都市及び地方計画）又は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者は、参加者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ1名であること。

- (4) 管理技術者が記載を求める各担当技術者を兼任していないこと。
 - (5) 管理技術者及び各担当技術者は、平成23年4月以降、同種業務に携わった実績があること。
 - (6) 主たる業務は再委託しないこと。
 - (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の事業者等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (注1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- (注2) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。
- (注3) 「同種業務」とは、国又は地方公共団体の延床面積3,000m²以上の庁舎整備に係る基本構想及び基本計画策定業務をいう。
- (例) A市の基本構想及びA市の基本計画（延床面積3,000m²以上）
B市の基本構想及びC市の基本計画（どちらも延床面積3,000m²以上）

4 手続等

(1) 担当課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475
六ヶ所村総務課総務・行政グループ
電話 0175-72-8013（直通） FAX 0175-72-2603

(2) プロポーザルに係る関係資料の交付

① 資料名

- (ア) 六ヶ所村新庁舎建設基本構想等策定業務公募型プロポーザルの実施に係る手続開始の公告
- (イ) 六ヶ所村新庁舎建設基本構想等策定業務公募型プロポーザル募集要項
- (ウ) 六ヶ所村新庁舎建設基本構想等策定業務委託仕様書
- (エ) 六ヶ所村新庁舎建設基本構想等策定業務公募型プロポーザル企画提案書等審査要領

② 交付期間

令和2年8月18日（火）から令和2年9月7日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時15分から午後5時まで）

③ 交付場所

上記(1)担当課

- ④ 上記資料は、六ヶ所村のホームページからも入手可能。
(URL <http://www.rokkasho.jp/>)

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和2年9月7日（月）午後5時まで

② 提出場所 上記(1)担当課

③ 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限まで必着のこと。)

(4)企画提案書等の提出を要請する者の選定及び通知

① 村長は、参加表明書等について、2参加資格及び3業務上の必須条件に定める要件に該当するか確認を行い、令和2年9月14日（月）までに選定結果通知書をファクシミリで通知する。併せて参加資格を有する者に企画提案書の提出を要請する。

② 参加表明書等提出者が6者以上の場合は、六ヶ所村新庁舎建設基本構想等策定業務公募型プロポーザル企画提案書等審査要領により選考を行い、評価点の高い順から5者に企画提案書の提出を要請するものとする。

(5)企画提案書等の提出

① 提出期限 令和2年9月25日（金）午後5時まで

② 提出場所 上記(1)担当課

③ 提出方法 持参又は郵送によること

(配達証明付書留郵便とし、提出期限まで必着のこと。)

5 その他

(1)本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。

(2)企画提案書等に係るプレゼンテーション等審査を行う。

(3)企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、参加者の負担とする。

(4)受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

(5)詳細は「六ヶ所村新庁舎建設基本構想等策定業務委託公募型プロポーザル募集要項」による。